

当社及び当社役員に対する労働安全衛生法違反に関する処分確定について（お詫び）

2025年10月21日に当社本社冷凍倉庫内において発生した労働災害事故に関し、当社および当社役員が労働安全衛生法違反により書類送検されておりました件について、当社は豊中簡易裁判所より罰金20万円の略式命令を受け、また、当社役員につきましては起訴猶予処分となりましたので、お知らせいたします。

本事案により、被災された方ならびにご家族の皆様、お取引先様、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、本件を極めて重大かつ厳粛に受け止め、関係当局の調査に全面的に協力してまいりました。また、本件発生後、直ちに安全管理体制および作業運用体制の見直しを実施し、再発防止に向けた各種安全対策を進めております。

当社では、引き続き、安全管理体制および法令遵守体制の強化を図るとともに、社員教育の徹底および再発防止に継続して取り組んでまいります。

記

1. 事案の概要

2025年10月21日、当社本社冷凍倉庫内において、フォークリフトのパレット上で作業を行っていた従業員が転落し、負傷する労働災害事故が発生いたしました。

その後の労働基準監督署による調査の結果、フォークリフトを用途外使用していたこと等について、労働安全衛生法違反により、当社および当社役員が書類送検されておりました。

2. 再発防止策

本件発生を受け、当社では以下の再発防止策を実施しております。

- ・ 安全教育体制の再構築
- ・ 倉庫内作業ルールの見直しおよび周知徹底
- ・ 管理者による定期巡視の強化
- ・ フォークリフト管理体制の見直し
- ・ パレット上での作業全面禁止
- ・ 監視カメラ設置による安全確認体制の強化

以上